

# 環 境 影 韻 評 価 書

— 東京都墨田地区清掃工場建設事業 —

平成6年2月

東 京 都

## 1 総 括

### 1.1 事業者の名称及び事務所所在地

名称：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

事務所所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

### 1.2 対象事業の名称

東京都墨田地区清掃工場建設事業

(事業の種類：廃棄物処理施設の設置)

### 1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1.3-1のとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建設	所 在 地	東京都墨田区東墨田一丁目
	面 積	約 19,000 m <sup>2</sup>
	工事着工年度	平成5年度(予定)
	工場稼働年度	平成8年度(予定)
	処理能力	可燃ごみ600トン/日 (焼却炉600トン/日・炉×1基)
	工 場 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約31m
	煙 突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ約150m
	駐 車 場	見学者用車両等

### 1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施により、環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び建設予定地とその周辺地域の概況を考慮のうえ、予測・評価項目を選定し、現況調査を実施して予測と評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1.4-1に示すとおりである。

表 1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1 大気汚染	<p>工事中の建設機械及び工事用車両の排出ガスの将来予測濃度に対する影響割合は少なく、建設予定地から離れるに従い濃度は減少している。また、建設機械の稼働台数がピークとなる期間は限られている。</p> <p>清掃工場煙突排出ガス及び清掃車排出ガスの将来予測濃度に対する付加割合は少ない。</p>
2 悪臭	<p>清掃工場の稼働時において、敷地境界での臭気濃度及び悪臭物質濃度は、法及び条例に基づく規制基準を下回る。</p>
3 騒音	<p>工事中の建設作業騒音については、勧告基準を下回る。</p> <p>工場の稼働騒音については、法及び条例に定める規制基準以下で、環境騒音を大きく下回るレベルである。</p> <p>工事中及び稼働時の道路交通騒音については、一般車のみによる騒音レベルと比較して多少増加する程度である。</p>
4 振動	<p>工事中の建設作業振動については、勧告基準を下回る。</p> <p>工場の稼働振動については、法及び条例に定める規制基準以下である。</p> <p>工事中及び稼働時の道路交通振動については、一般車のみによる振動レベルと比較して多少増加する程度である。</p>
5 土壌汚染	<p>工場敷地内の汚染土壌は、飛散、流出することのないよう適切な処理を行うことにより、汚染土壌が工場敷地の周辺環境に影響を及ぼすことはないと考える。</p>

予測・評価項目	評価の結論
6 地盤沈下 及び 地形・地質	<p>止水性が高く、かつ、剛性の高い山留め壁を必要な深さまで根入れするなどの工法を採用することにより周辺の地下水位を低下させないので周辺の地盤沈下は生じない。</p> <p>また、アースアンカー等の支保工により、山留め壁の変位を軽微にとどめることができるので、周辺の地盤変形は生じない。</p> <p>地下水の流向についても、山留め壁等の規模が小さく局所的であるため、変化はほとんどない。</p>
7 日照阻害	<p>清掃工場の建設による日影の増加は避けられないものの主要な地点における天空写真からは、予測される清掃工場の日影の影響は少ない。</p> <p>なお、日影が生じる地域は「都市計画法」に基づく用途地域が工業地域であるため、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による規制の対象地域とはなっていない。</p>
8 電波障害	<p>清掃工場の建築物等によりテレビ電波のしゃへい障害及び反射障害が発生すると予測されるが、共同受信施設の設置等の電波障害改善対策を実施する。</p>
9 景観	<p>建設予定地はほとんど平坦な地形で周辺に建物も多いため清掃工場の建築物等を眺望できる場所は限られている。</p> <p>このため、景観構成要素の変化は少なく、清掃工場の建設による地域景観の特性の変化はほとんどない。工場棟は近景域において視野に占める割合が大きいものの、工場棟の壁面を格子状にし、モノトーンの色彩の中にアクセントをつけ、屋根面をウェーブ状にしたことによる軽快感がそれを和ませている。</p> <p>煙突は仰角が比較的大きいものの、色彩を工場棟と同色とし、また、高さの割に幅が小さいことなどから圧迫感は軽減される。</p> <p>さらに敷地周辺部を極力緑化することにより現在の景観に比べてより良好な景観が創造できる。</p>

## 1.5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表1.5に示すとおりである。

表1.5 評価書案の修正の概略

修 正箇 所	修 正事 項	修 正 内 容
5 現況調査、予測 及び評価		
5.5 汚染土壤	汚 染 土 壤 収 容 位 置	汚染土収容場所を周回道路下部より、緑地内に変更するとともに、地下水より浅い位置に収容するように修正した。
7 環境保全のため の措置  (1)建設工事中の配慮	軟弱地盤対策	透水性の高い山留め壁及び地盤改良等の適切な工法により、軟弱地盤対策を行う旨の記述を、環境保全のための措置に追加した。